

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番24号

株式会社 UEX

代表取締役社長 岸 本 則 之

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までにご送付くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー27階 セントラルホール27
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役6名選任の件

第3号議案

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.uex-ltd.co.jp/>）に掲載しております。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（URL <http://www.uex-ltd.co.jp/>）

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、個人消費の足踏み状態が長期化しているものの、企業収益、雇用・所得環境の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、新興国を中心とした経済成長の減速懸念や英国のEU離脱問題、米国のトランプ新政権による保護主義的な政策の影響等、世界の政治、経済の先行きは不透明感が高まっております。

ステンレス鋼業界におきましては、昨年夏場以降ニッケルやクロムなどの原料価格が上昇したことにより、メーカー各社の値上姿勢が顕著となりました。一部に需要回復の動きも出始め、国内の鋼板受注実績は、建設用、船舶用が前年を下回ったものの、自動車用、産業用機器用、電気機器用等を中心に前年を上回りました。また、輸出においてもアジア向けを含めて前年を上回りました。この結果、平成28年(暦年)のステンレス鋼生産量(熱間圧延鋼材ベース)は、278万トンと前年実績の276万トンから1.0%の増加となりました。

このような状況の中、当期の連結業績及び配当は以下のとおりであります。

【連結業績】

当社企業集団の連結業績は、主力事業である**ステンレス鋼その他金属材料の販売事業**において、在庫販売に重点をおいた営業活動を推進する一方、休眠顧客の掘起しや新規顧客の開拓にも注力しました。また、高付加価値商品の販売等にも積極的に取り組み、受注・販売量の確保に努めました。しかしながら、販売価格の低下により売上高は前期に比べ3.2%減少の40,335百万円となりました。利益面につきましては、仕入価格の上昇に対応し販売価格の改定に注力した結果、売上総利益率が上昇し、前期に比べ営業利益は21.8%増加の793百万円、経常利益は37.6%増加の808百万円を計上しました。また、当社及び一部の連結子会社が加入していた東京金属事業厚生年金基金が平成29年3月22日に解散したため、特別損失177百万円ならびにこれに伴う法人税

等調整額△54百万円を計上しました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ106.6%増加の462百万円となりました。

【事業別の業績】

<ステンレス鋼その他金属材料の販売事業>

ステンレス鋼の販売において、販売数量が前期に比べ2.1%増加したものの販売価格が4.1%低下したこと等により、売上高は前期に比べ3.2%減少の38,597百万円となりました。営業利益は、在庫販売及び加工品等の高付加価値商品の販売に注力した結果、売上総利益率が上昇し、前期に比べ26.0%増加の608百万円を計上しました。

<ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業>

国内建築分野のステンレス鋼加工品販売の出荷高は高水準であった前期には届かず、中国の造管事業においても為替変動の影響を受けたことから、売上高は前期に比べ5.7%減少の1,094百万円、営業利益は前期に比べ3.8%減少の158百万円となりました。

<機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業>

食品及び公共関連向けの大型物件の受注があったことから、売上高は前期に比べ1.7%増加の645百万円となりました。営業利益は、製造原価の低減により売上総利益率が向上したことに加え、販売費及び一般管理費の抑制もあり18百万円（前期は11百万円の損失）を計上しました。

【配当】

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準としております。当期の配当につきましては、この基本方針に基づき期末に1株につき10円の普通配当を実施いたしたく存じます。すでに実施済みの第2四半期末配当金3円を含め年間配当金は計13円といたしたく存じますので、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当期に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は91百万円であり、その主なものは、当社伊勢原スチールサービスセンター及び大阪配送センターにおける機械装置の更新であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中は増資などによる資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

ステンレス鋼その他金属材料の販売事業におきましては、コアビジネスである鋼板事業の収益改善が課題であり、積極的かつきめ細かな営業活動により販売数量の確保に努めるとともに、製品歩留り率の向上や生産性の向上に取り組んでまいります。また、チタンをステンレスと並ぶ当社の主力商品と位置付け積極的な需要開拓を図るとともに、加工品分野を中心に付加価値を高める提案営業をさらに充実させる所存です。また、中国をはじめとするアジア諸国など海外需要の捕捉に努める一方、販売費及び一般管理費などのコストを削減し収益率を向上させることが課題と認識しております。

ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業につきましては、中国の造管事業において、加工品製造事業における拡販に加え、新規需要家の開拓が課題と認識しております。

機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業におきましては、食品・環境関連設備分野向けに加え、独自の技術により新規顧客の開拓に全力を尽くし、確固たる収益基盤を構築する所存です。

当社企業集団といたしましては、海外子会社を含めた企業集団相互の連携を一層強化して、効率的な販売活動に注力するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底により、経営の透明性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第60期 平成25年4月から 平成26年3月まで	第61期 平成26年4月から 平成27年3月まで	第62期 平成27年4月から 平成28年3月まで	第63期(当期) 平成28年4月から 平成29年3月まで
①企業集団の状況				
売 上 高	38,363	41,150	41,675	40,335
経 常 利 益	427	689	587	808
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	321	686	223	462
1株当たり当期純利益	29円16銭	62円28銭	20円27銭	41円89銭
総 資 産	29,858	30,898	30,478	31,850
純 資 産	8,770	9,876	9,197	10,452
②当社の状況				
売 上 高	36,283	39,052	39,655	38,435
経 常 利 益	330	420	471	670
当 期 純 利 益	324	493	179	405
1株当たり当期純利益	29円43銭	44円76銭	16円23銭	36円78銭
総 資 産	28,456	29,553	28,804	30,411
純 資 産	8,729	9,439	9,336	9,815

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除しております。
2. 第60期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において販売数量が増加したことに加え、メーカー値上げに対応した販売価格の改定や原価低減に努めたことにより、業績は安定的に推移しました。
3. 第61期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において販売数量の確保に注力するとともに、メーカー値上げに対応した販売価格の改定を進めたことにより、売上高・親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。
4. 第62期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において受注・販売量の確保に注力するなど積極的な営業展開を図ったことにより、売上高は増加しましたが、原価の上昇を十分に販売価格に転嫁することができず親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
5. 第63期(当期)の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
上野エンジニアリング株式会社	60,000	90.0	一般産業用機械装置の設計・製作
株式会社 U E X 管 材	12,800	90.0	鋼管、鋼材、継手、バルブ類の販売
ステンレス急送株式会社	10,000	100.0	貨物自動車運送事業
日進ステンレス株式会社	20,000	100.0	ステンレス鋼材の販売
株式会社大崎製作所	15,500	100.0	有圧換気扇ウェザーカバーのOEM生産
上海威克斯不銹鋼有限公司	US\$2,000,000	100.0	ステンレス鋼管及び加工製品の製造・販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

各事業区分に属する主要な商品などは次のとおりであります。

事業区分	主要な商品など	会社名
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	ステンレス鋼、その他の鉄鋼製品、超合金、チタン	株式会社U E X（当社） 株式会社U E X 管材 日進ステンレス株式会社 ステンレス急送株式会社
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	ステンレス鋼製ウェザークーパー、ステンレス鋼管製品	株式会社大崎製作所 上海威克斯不銹鋼有限公司
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	一般産業用機械装置、エンジニアリングサービス	上野エンジニアリング株式会社

① 企業集団の売上高の内容

事業区分	売上高	構成比
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	38,597 百万円	95.7 %
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	1,094	2.7
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	645	1.6
合 計	40,335	100.0

② 当社の品目別売上高の内容

品 目	売上高	構成比
ステンレス鋼板	10,415 百万円	27.1 %
ステンレス鋼管	8,509	22.1
ステンレス条鋼	6,968	18.1
ステンレス建材	3,823	9.9
その他のステンレス鋼	3,282	8.5
小 計	32,997	85.9
普通鋼・特殊鋼	372	1.0
超合金・チタン	2,768	7.2
その他の	2,298	6.0
合 計	38,435	100.0

(8) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

① 当社

事業所	所在地	事業所	所在地
本社	東京都品川区		
(支店)		(スチールサービスセンター)	
大阪支店	大阪府大阪市	三島スチールサービスセンター	静岡県三島市
九州支店	福岡県北九州市	伊勢原スチールサービスセンター	神奈川県伊勢原市
北陸支店	新潟県新潟市		
東北支店	宮城県柴田町	(配送センター)	
		東京配送センター	東京都江東区
(営業所)		大阪配送センター	大阪府大阪市
名古屋営業所	愛知県名古屋市	名古屋配送センター	愛知県名古屋市
東海営業所	静岡県三島市	九州配送センター	福岡県北九州市
		北陸配送センター	新潟県新潟市
		東北配送センター	宮城県柴田町

② 子会社

上野エンジニアリング株式会社	東京営業所（東京都府中市）
株式会社 U E X 管材	本社（神奈川県伊勢原市）
ステンレス急送株式会社	本社（東京都江東区）
日進ステンレス株式会社	本社（神奈川県川崎市）
株式会社 大崎製作所	本社（福島県いわき市）
上海威克斯不銹鋼有限公司	本社（中華人民共和国上海市）

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	320名	(+) 1名
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	46名	(-) 5名
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	24名	(+) 3名
合計	390名	(-) 1名

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
276名	(±) 0名	42.9歳	17.4年

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,870 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,180
株式会社商工組合中央金庫	810
株式会社東京都民銀行	590
株式会社親和銀行	370

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,000,000株(自己株式980,427株を含む。)
- (3) 株主数 2,749名(前期末比 12名減少)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住友商事株式会社	1,200,000株	10.9%
新日鐵住金ステンレス株式会社	696,000	6.3
株式会社みずほ銀行	548,000	5.0
三井物産スチール株式会社	368,000	3.3
テックス・テクノロジー株式会社	357,300	3.2
株式会社メタルワン	349,750	3.2
UEX社員持株会	325,840	3.0
大同特殊鋼株式会社	316,000	2.9
第一生命保険株式会社	268,000	2.4
岸本則之	201,000	1.8

(注) 1. 持株比率は、自己株式(980,427株)を控除して計算しております。

- 2. 第一生命保険株式会社は、平成28年10月1日付で会社分割により持株会社へ移行し、「第一生命ホールディングス株式会社」に商号変更しております。なお、同社は保有するすべての当社株式を、同社の完全子会社である第一生命保険株式会社に承継しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岸 本 則 之	
取 締 役	本 田 純 一	株式会社大崎製作所代表取締役社長
取締役 専務執行役員	石 松 陽 一	営業統括
取締役 常務執行役員	岡 崎 誠 一 郎	ユーザー営業部・東北支店・北陸支店 担当
取 締 役	伊 藤 哲 夫	一般財団法人国民公園協会専務理事
取 締 役	小 佐 井 優	
常 勤 監 査 役	板 倉 忠 義	
常 勤 監 査 役	猪 俣 節 夫	
監 査 役	二 宮 茂 明	群栄化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役伊藤哲夫、小佐井優の2氏は、社外取締役（独立役員）であります。
 2. 監査役猪俣節夫、二宮茂明の2氏は、社外監査役（独立役員）であります。
 3. 監査役板倉忠義氏は当社において長年にわたる経理部長の職務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当期中に新たに就任した監査役は次のとおりであります。

就任年月日	地 位	氏 名
平成28年6月21日	監 査 役	二 宮 茂 明

5. 当期中における役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

異動年月日	氏 名	異 動 前	異 動 後
平成28年4月1日	本 田 純 一	西日本地区営業統括、 大阪支店長	社長特命事項担当
平成28年4月1日	石 松 陽 一	東日本地区営業統括	営業統括
平成28年6月21日	本 田 純 一	社長特命事項担当	—

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	143.9百万円 (13.8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	24.2百万円 (17.6百万円)
合 計	10名	168.1百万円

- (注) 1. 取締役1名に対し、当社が貸借契約により借り上げた社宅を貸与し、当期中に当社が負担した賃借料0.4百万円のうち0.2百万円を1名から徴収しております。
2. 取締役の報酬額は、平成7年6月開催の第41回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成18年6月開催の第52回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社との関係
- イ) 取締役伊藤哲夫氏は、一般財団法人国民公園協会の専務理事を兼務しております。なお、当社と同協会との間には特別の関係はありません。
 - ロ) 監査役二宮茂明氏は、群栄化学工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況
- イ) 取締役伊藤哲夫氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
 - ロ) 取締役小佐井優氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
 - ハ) 常勤監査役猪俣節夫氏は、すべての取締役会及び監査役会、ならびにその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
 - ニ) 監査役二宮茂明氏は、監査役就任以降開催された取締役会15回のうち13回、また監査役会9回のうち8回、ならびにその他重要な会議に出席し、財務行政の豊富なキャリアと金融機関における企業経営者としての幅広い知見を生かし、取締役の意思決定における適正性を確保するための提言などを行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社が支払うべき報酬等の額	29.5百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29.5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1.の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備と当該体制の運用状況に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 内部統制システム整備に関する基本方針

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び名誉会長は、法令及び定款を遵守することは当然のこととして、取締役及び名誉会長規則に従い、企業倫理を遵守し、率先垂範し、忠実にその職務を遂行する。また当社は、執行役員制を導入しており、当社の執行役員は、執行役員規則に従い、取締役同様に法令、定款及び企業倫理を遵守し忠実にその職務を遂行する。

当社の使用人は、就業規則に従い、法令及び定款を遵守し、自己の職務に対し責任を重んじ業務に精励するとともに、社内の秩序の維持に努力する。

社長直属の内部監査室を設置し、取締役及び使用人の業務状況に対し内部牽制機能を持たせる。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例的に月1回、また必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議し決定する。また、当社は業務執行体制を強化し責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しており、執行役員は代表取締役社長の指揮・命令のもとで担当部門の全般的執行方針を策定し、その執行・管理にあたる。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定する。

社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定める。また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議における取締役の職務執行・意思決定に関する情報は、議事録として保存及び管理する。また、法令及び文書管理規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に、文書などの保存及び管理を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス・与信・財務などに係るリスク管理のため社内規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行する。そのなかで専門的立場からリスクと認識する事項を発見した場合には、速やかに経営会議に報告し、経営会議は当該事項について多面的に検討し、適切な対策を決定する。

⑤ 当社企業集団における業務の適正化を確保するための体制

当社企業集団として業務の適正と業務効率性を確保するために、関係会社規程を整備し、運用するとともに、関係会社の取締役及び監査役に当社の取締役又は使用人が就任し、管理体制の向上を図る。また、定例的に月1回、当社取締役と関係会社代表が出席する関係会社会議を開催し、各関係会社の業績及び業務執行状況を把握するとともに、当社と各関係会社との間で情報及び意見の交換を行う。

関係会社の業務執行状況を経営会議に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その任命・異動・考課などについては、監査役と意見調整を行う。

⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について前払及び償還を受けることができる。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、以下の体制を整える。

- ・ 経営会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 関係会社会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 監査役会に内部監査室長を出席させ情報及び意見交換を行う
- ・ 会計監査人から監査役に対し会計監査内容について説明を行う
- ・ 全ての稟議書を監査役の閲覧に付する
- ・ 通知・報告したことを理由として、通知・報告者に不利な取扱いをすることを禁止する

(2) 内部統制システムの整備・運用状況

上記の基本方針に基づき、当期（第63期）における内部統制システムの取組につきましてはコンプライアンスの徹底を通知（9月）し、内部統制委員会（6月、9月、12月、3月）とリスク管理委員会（9月、3月）を開催しております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その評価実施計画につき取締役会の承認を得て実行し、整備・運用状況を取締役に報告しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の取引関係を遮断し、反社会的勢力による不当な要求等は断固拒絶する。

(4) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、「特防連」）に加盟し、特防連等が開催する研修会等に総務部担当者を参加させ情報の収集、一元管理を行っております。また、所轄警察等との連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求等に対し組織的に対応することとしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針を定め特定株主グループの株券等保有割合が20%以上を目的とする当社株券等の買付行為への対応策（以下、「本対応策」という）を導入しております。

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断は最終的に株主の意思に基づいて行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付提案の中には、企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも少なくありません。当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない大量買付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような買付提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要かつ十分な情報の確保や株式の大量買付けを行う者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

ステンレス流通業は、日本の経済成長が鈍化していくなか、成熟期を迎えており、従来の問屋機能だけに依存したビジネスモデルでは、当社の企業価値を大幅に向上させていくことは困難になってきています。当社では企業価値を高めていくために、次のような施策に取組んでおります。

- ① 加工分野を強化することにより、高付加価値商品・サービスの提供を更に充実させております。そのため、最新鋭の機械・設備を導入し、当社の内製加工力を強化しております。
- ② 海外事業として、中国市場において当社の子会社の業容を拡大し、中国に進出する日系企業向けを中心に販売・サービスを充実させております。また、今後成長が見込まれる他地域においても事業展開の可能性の研究を進めていきます。
- ③ 同業他社との差別化を図るため、取引先への提案営業を実践し、ソリューション機能を強化します。そのため、人事制度・社員教育を充実させ、優秀な人材の育成に努めます。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本対応策の内容

a. 本対応策の概要

本対応策は、当社株券等の大量買付行為に、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大量買付者との協議・交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

b. 独立委員会の設置

本対応策においては、対抗措置の発動等にあたって当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。

② 対抗措置の概要

大量買付者が本対応策に規定された手続を遵守しない場合や、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置をとることがあります。

③ 株主総会における決議

当社取締役会は、独立委員会が買付内容等を考慮の上、対抗措置の発動につき株主総会の招集を勧告した場合には、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に関する議案を当該株主総会に付議するものとし、対抗措置発動の決議がなされた場合には、株主総会の決議に従うものとします。大量買付者は株主総会の決議がなされるまでの間、買付けを実行してはならないものとします。

④ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。

(4) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の決議がなされた場合、当社は法令及び証券取引所規則に基づいて適切に開示を行います。当社取締役会又は株主総会の決議において、対抗措置として新株予約権の無償割当て

の決議が行われた場合、当該決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、新株予約権の行使手続を経ない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに大量買付者ならびにその共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断する者（以下「非適格者」といいます。）以外の株主から新株予約権を取得する手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式が交付されるため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応策に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、新株予約権の無償割当て決議がなされた場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で新株予約権を取得することがあります。その場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(5) 本対応策が基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応策は、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ② 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって継続されていること
- ③ 株主の意思を重視するものであること
- ④ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
- ⑤ 独立性の高い社外者による判断の重視
- ⑥ 客観的発動要件の設定

(注) 本事業報告の記載金額は、単位未満の端数を四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,312,355	(負 債 の 部)	
現金及び預金	2,832,439	流 動 負 債	18,555,584
受取手形及び売掛金	12,003,431	支払手形及び買掛金	8,030,338
商品及び製品	6,763,039	電子記録債務	4,861,216
仕掛品	47,977	短期借入金	4,826,059
原材料及び貯蔵品	66,071	リース債務	2,015
繰延税金資産	122,452	未払法人税等	116,182
その他	481,016	賞与引当金	281,062
貸倒引当金	△4,070	その他の他	438,711
固 定 資 産	9,537,482	固 定 負 債	2,842,163
有 形 固 定 資 産	6,884,372	社債	300,000
建物及び構築物	796,483	長期借入金	613,921
機械装置及び運搬具	541,022	リース債務	4,129
土地	5,463,949	再評価に係る繰延税金負債	779,198
リース資産	6,144	退職給付に係る負債	1,020,779
その他	76,773	その他の他	124,136
無 形 固 定 資 産	121,735	負 債 合 計	21,397,747
投資その他の資産	2,531,376	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	1,733,879	株 主 資 本	8,341,600
長期滞留債権	70,323	資本金	1,512,150
繰延税金資産	405,227	資本剰余金	1,058,008
その他	392,270	利益剰余金	6,015,861
貸倒引当金	△70,323	自己株式	△244,419
資 産 合 計	31,849,837	その他の包括利益累計額	2,093,412
		その他有価証券評価差額金	511,415
		繰延ヘッジ損益	△13
		土地再評価差額金	1,538,550
		為替換算調整勘定	△10,960
		退職給付に係る調整累計額	54,420
		非支配株主持分	17,077
		純 資 産 合 計	10,452,090
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	31,849,837

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	40,335,357
売上原価	34,480,700
売上総利益	5,854,657
販売費及び一般管理費	5,061,279
営業利益	793,378
営業外収益	
受取利息	748
受取配当金	33,596
為替差益	1,774
受取賃貸料	22,100
販売手数料収入	8,593
持分法による投資利益	44,038
その他	5,158
営業外費用	
支払利息	83,727
売却損	14,534
その他	3,552
経常利益	807,573
特別利益	
固定資産売却益	1,051
投資有価証券売却益	7,210
特別損失	
固定資産除却損	244
厚生年金基金代行返上損	176,920
税金等調整前当期純利益	638,670
法人税、住民税及び事業税	182,505
法人税等調整額	△6,867
当期純利益	463,032
非支配株主に帰属する当期純利益	1,372
親会社株主に帰属する当期純利益	461,660

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,008	5,664,397	△244,419	7,990,136
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△110,196		△110,196
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			461,660		461,660
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	351,465	-	351,465
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,008	6,015,861	△244,419	8,341,600

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰延ヘッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	319,864	91	1,538,550	17,401	△683,659	1,192,247	14,892	9,197,274
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△110,196
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								461,660
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	191,551	△104	-	△28,360	738,079	901,166	2,185	903,351
当 期 変 動 額 合 計	191,551	△104	-	△28,360	738,079	901,166	2,185	1,254,816
当 期 末 残 高	511,415	△13	1,538,550	△10,960	54,420	2,093,412	17,077	10,452,090

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 U E X
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 石 渡 信 行 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梅 澤 慶 介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UEXの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UEX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,545,462	(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 金	2,033,628	流 動 負 債	17,863,302
受 取 手 形 金	4,944,109	支 払 手 形	3,584,449
売 掛 金	6,536,001	電 子 記 録 債 務	4,861,216
商 品	6,469,026	買 掛 金	4,194,224
貯 蔵 品	27,089	短 期 借 入 金	4,550,800
前 渡 金	4,290	未 払 金	166,387
前 払 費 用	21,798	未 払 費 用	30,923
繰 延 税 金 資 産	98,620	未 払 法 人 税 等	74,944
未 収 入	240,256	前 受 金	42,626
そ の 他	175,110	預 り 金	33,147
貸 倒 引 当 金	△4,466	賞 与 引 当 金	232,825
固 定 資 産	9,865,674	そ の 他	91,760
有 形 固 定 資 産	6,492,695	固 定 負 債	2,733,072
建 物	706,563	社 債	300,000
構 築 物	21,015	長 期 借 入 金	539,000
機 械 及 び 装 置	346,257	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	779,198
車 輛 運 搬 具	78	退 職 給 付 引 当 金	996,909
工 具 器 具 及 び 備 品	65,489	そ の 他	117,964
土 地	5,353,293	負 債 合 計	20,596,374
無 形 固 定 資 産	120,136	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	116,651	株 主 資 本	7,790,808
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	3,028	資 本 本 金	1,512,150
電 話 加 入 権	425	資 本 剰 余 金	1,058,008
そ の 他	32	資 本 準 備 金	1,058,008
投 資 そ の 他 の 資 産	3,252,843	利 益 剰 余 金	5,465,069
投 資 有 価 証 券	1,279,651	利 益 準 備 金	340,125
関 係 会 社 株 式	958,154	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,124,944
出 資 金	17,291	別 途 積 立 金	3,800,000
関 係 会 社 出 資 金	268,938	繰 越 利 益 剰 余 金	1,324,944
長 期 滞 留 債 権	70,323	自 己 株 式	△244,419
長 期 前 払 費 用	1,434	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,023,953
保 険 積 立 金	133,677	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	485,417
会 員 権	55,760	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△13
繰 延 税 金 資 産	410,447	土 地 再 評 価 差 額 金	1,538,550
そ の 他	127,492	純 資 産 合 計	9,814,762
貸 倒 引 当 金	△70,323	負 債 及 び 純 資 産 合 計	30,411,135
資 産 合 計	30,411,135		

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	38,435,107
売 上 原 価	33,319,905
売 上 総 利 益	5,115,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,611,909
営 業 利 益	503,293
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,609
受 取 配 当 金	199,878
為 替 差 益	60
受 取 賃 貸 料	35,422
事 務 受 託 手 数 料 収 入	17,079
販 売 手 数 料 収 入	8,593
そ の 他	4,018
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	84,794
手 形 売 却 損	14,534
そ の 他	2,939
経 常 利 益	102,267
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	185
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,867
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	158
厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 損	174,169
税 引 前 当 期 純 利 益	174,327
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	96,576
法 人 税 等 調 整 額	△2,467
当 期 純 利 益	499,412
	94,109
	405,304

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 利 益 剰 余 金 資 本 金 準 備 金	利 益 準 備 金	剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
				そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	3,800,000	1,029,836	5,169,961	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△110,196	△110,196	
当 期 純 利 益					405,304	405,304	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	295,108	295,108	
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	3,800,000	1,324,944	5,465,069	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等						純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△244,419	7,495,700	301,328	91	1,538,550	1,839,969	9,335,669
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△110,196					△110,196
当 期 純 利 益		405,304					405,304
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			184,089	△104	—	183,984	183,984
当 期 変 動 額 合 計	—	295,108	184,089	△104	—	183,984	479,092
当 期 末 残 高	△244,419	7,790,808	485,417	△13	1,538,550	2,023,953	9,814,762

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 U E X
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 石 渡 信 行 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梅 澤 慶 介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UEXの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社 U E X 監査役会
常勤監査役 板 倉 忠 義 ㊟
常勤監査役
(社外監査役) 猪 俣 節 夫 ㊟
社外監査役 二 宮 茂 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主の皆様に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針といたしております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準といたします。当期の配当につきましては、この基本方針に基づき期末に1株につき10円の普通配当を実施いたしたく存じます。

なお、第2四半期末配当金3円とあわせまして年間配当金は1株につき13円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
総額110,195,730円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月22日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	岸 本 則 之 (昭和31年3月4日生)	昭和54年3月 当社入社 平成11年6月 当社理事総務部長 平成13年6月 当社取締役経営企画担当兼総務部長 平成17年6月 当社常務取締役経営企画・経 理担当兼総務部長 平成23年6月 当社専務取締役経営企画・経 理担当兼総務部長 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任)	201,000株
2	本 田 純 一 (昭和26年3月9日生)	昭和50年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 当社理事 平成13年6月 当社取締役重機部長 平成14年4月 当社貿易部担当兼流通部長 平成15年4月 当社流通部長 平成15年6月 当社物流担当兼流通部長 平成16年10月 当社九州支店担当兼大阪支店長 平成18年4月 当社常務取締役西日本地区営 業統括、大阪支店長 平成24年4月 当社専務取締役西日本地区営 業統括、大阪支店長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員 西 日本地区営業統括、大阪支店長 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 社 長特命事項担当 平成28年6月 当社取締役(現任) 平成28年7月 株式会社大崎製作所代表取締 役社長(現任)	54,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	いし まつ よう いち 石 松 陽 一 (昭和30年3月30日生)	昭和56年8月 当社入社 平成8年4月 当社九州支店長 平成13年6月 当社理事九州支店担当兼大阪支店長 平成16年10月 当社理事産機部・物流担当 平成17年6月 当社取締役営業総括・物流担当 平成18年4月 当社本社地区営業統括、物流担当 平成20年6月 当社本社地区および北日本・北陸地区営業統括、物流担当 平成23年6月 当社常務取締役 本社地区および北日本・北陸地区営業統括、物流担当 平成24年6月 当社東日本地区営業統括、物流担当 平成25年6月 当社取締役専務執行役員 東日本地区営業統括、物流担当 平成27年6月 当社取締役専務執行役員 東日本地区営業統括 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 営業統括（現任）	35,500株
4	おか ぎき せい いち ろう 岡 崎 誠 一 郎 (昭和27年9月24日生)	平成元年4月 当社入社 平成13年6月 当社仕入部長 平成17年6月 当社執行役員仕入部長 平成19年6月 当社上席執行役員北日本・北陸地区営業統括兼仕入部長 平成20年6月 当社ユーザー営業部長 平成21年6月 当社取締役ユーザー営業部長 平成24年4月 当社ユーザー営業部担当 平成24年6月 当社ユーザー営業部・東北支店・北陸支店担当 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 ユーザー営業部・東北支店・北陸支店担当（現任）	23,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
5	い とう てつ お 伊 藤 哲 夫 (昭和29年6月20日生)	昭和54年4月 環境庁入庁 平成13年1月 内閣官房内閣参事官(内閣官 房副長官補付) 平成15年7月 東西センター(アメリカ合衆 国)客員研究員 平成16年7月 環境省自然環境局総務課長 平成17年7月 環境省大臣官房会計課長 平成18年7月 財務省長崎税関長 平成20年7月 環境省大臣官房審議官 (併任:水環境担当審議官) 平成22年8月 環境省大臣官房廃棄物・リサ イクル対策部長 平成24年8月 環境省自然環境局長 平成25年7月 環境省退職 平成26年3月 一般財団法人国民公園協会専 務理事(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	—
6	こ さ い まさる 小 佐 井 優 (昭和25年8月31日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成8年6月 米国住友商事ヒューストン支 店鋼管部長 平成14年4月 住友商事株式会社大阪鋼管・ 厚板・輸送機材部長 平成16年4月 同社鋼管本部国内鋼管事業部 長 平成18年6月 住商パイプアンドスチール株 式会社(平成22年4月3社統 合により住商鋼管株式会社と なる。)代表取締役社長 平成22年4月 住商鋼管株式会社 代表取締 役社長 平成27年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤哲夫及び小佐井優の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、社外取締役である伊藤哲夫及び小佐井優の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 伊藤哲夫、小佐井優の両氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
 - (1)伊藤哲夫氏については、長年に亘り環境省において要職を歴任し、内閣官房内閣参事官の経験もあり、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しており、その経験と知識を活かし、当社において社外取締役としての職務を適切に遂行してきていることなどから適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって3年となります。
 - (2)小佐井優氏については、住商鋼管株式会社において代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年5月20日開催の取締役会において、当社が発行する株券等の大量買付けに関する具体的な対応策（買収防衛策）（以下、「旧対応策」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月26日開催の第54回当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。その後、直近では平成26年6月20日開催の第60回当社定時株主総会において旧対応策に一部修正を行った上で継続（以下、「現対応策」といいます。）することについて株主の皆様にご承認をいただいております。現対応策の有効期間は、本総会終結の時までとなっております。当社は現対応策の継続後における社会情勢・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、継続の是非及び内容変更の要否について検討しました結果、平成29年5月12日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現対応策について一部変更を行い継続することを決議いたしました（以下、継続後の対応策を「本対応策」といいます。）。今般の継続にあたり現対応策からの主な変更点は、①大量買付行為に対する対抗措置として当社が新株予約権の無償割当てを行い、大量買付者が所有する新株予約権を当社が取得する場合には、その対価として金員等の交付を行わない旨を明確にしたこと、②当社取締役会が大量買付者から提供を受けた本必要情報が不十分と認められる場合において、追加的に情報提供を求める際の期限の上限を設定したことですが、本対応策の内容に実質的な変更はございません。なお、現対応策の継続を決議した上記の取締役会においては、当社の社外監査役2名を含む当社の監査役3名全員が出席し、本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に異議がない旨の意見を表明しております。

つきましては、当社定款第50条の定めに基づき、現対応策を継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本対応策の具体的内容は下記のとおりです。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断は最終的に株主の皆様に基づいて行なわれるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付提案の中には、企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも少なくありません。当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない大量買付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような買付提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要かつ十分な情報の確保や株式の大量買付けを行う者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値の源泉について

当社は主にステンレス鋼その他の金属材料を扱う商社であります。昭和30年の創立以来、当社はステンレス鋼の流通を通じてわが国の産業の発展に寄与することを目的とし、販売先と仕入先双方のニーズを調整すると共に、お取引先にソリューションを提供することにより発展してまいりました。当社の企業理念である「日本一のステンレス・チタン商社として、世のため人のために役立ちたい。」は「UEXの志」という形にまとめられております。現在、当社はステンレス鋼の中でも一流メーカーの製品を扱うことにより、品揃え、品質、納期、価格などにおいて優位に立ち、地道な営業活動を通じて、単にステンレス鋼材を販売するだけでなく、近年益々多様化・複雑化してき

ているお客様のニーズやウォンツを吸い上げ、適切なソリューションを提供し、同業他社に負けない競争力を維持しております。当社は、産業の基礎資材や生産設備・装置などに使用される、いわゆる生産財と呼ばれるパイプ・厚板・丸棒などの取引に強いことが特徴であり、機械装置メーカーやエネルギー・食品・化学品関連業界に多くの優良顧客を持っていることが他社との差別化につながっております。また、鉄鋼流通業界においてメーカーの再編が進展するなか、流通業界においてもメーカーや大手総合商社の主導による系列化が進んでおります。創立以来、当社は特定の系列に属さず独立性を堅持しながら発展し、平成2年の株式公開後は上場企業として独自の存在感を維持してきており、このことが仕入先・販売先の信頼を勝ち取る要因ともなっております。

2. 企業価値の向上に向けた取組み

ステンレス流通業は、日本の経済成長が鈍化していくなか、成熟期を迎えており、従来の間屋機能だけに依存したビジネスモデルでは、当社の企業価値を大幅に向上させていくことは困難になってきています。国内市場で大きな拡大・成長が期待できない状況下にあって、他社との競争に打ち勝ち、シェアを拡大していくには、従来のビジネスモデルに新しい機能を付加していくか、新成長分野への営業体制を構築していくか、あるいは海外に市場を求めていく必要があります。新たな成長分野への取り組みにおいては、臨機にプロジェクトチームを組成し、半期毎に販売計画及び販売方針を策定し、プロジェクトチームの組織横断的な活動を通して物件の捕捉力の強化を図る体制をとっております。また、海外市場に関しては、従来から実績のある中国、韓国、シンガポールやその周辺国において営業展開を図っており、その他の地域においても事業展開の可能性を検討しております。いずれの市場においても、当社の基本的な機能、すなわち、販売先と仕入先の双方のニーズを調整することには変わりはありませんが、旧来どおりの物流・金融といった業務を行っているだけでは、取引先の満足は得られません。経済のグローバル化の進行やITの進歩により、従来の契約形態・ビジネスプロセスが劇的に変化していく環境下において、当社では企業価値を高めていくために、次のような施策に取り組んでおります。

- ① 加工分野を強化することにより、高付加価値商品・サービスの提供を更に充実させるため、レーザー切断機やフライス加工機などの最新鋭の機械・設備を導入し、当社の内製加工力を強化していく一方、社外の加工専門会社を適宜活用し、協同化を図っております。
- ② 海外での展開としては、拡大する中国市場において当社の子会社の業容を拡大し、中国に進出する日系企業に加え、現地企業向けの販売・サービスの開拓にも注力しております。また、加工分野における高付加価値化を進めており、自動車関連向けを中心に積極的な営業を行っております。中国以外でも今後成長が見込まれる地域における事業展開の可能性の研究を進め、当社の果たせる役割の拡大を図ってまいります。
- ③ 同業他社との差別化を図るため、取引先への提案営業を実践し、ソリューション機能を強化します。そのため、人事制度・社員教育を充実させ、優秀な人材の育成に努めます。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は企業価値を高め株主・取引先・従業員の期待に応えるため、企業倫理を確立し経営の透明性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築・維持することを経営上の最重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス上それを監視できる体制を構築しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べております。経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。また、平成17年6月より執行役員制度を導入し業務執行機能を強化しております。平成25年6月には取締役の責任を明確化するため、取締役の任期を2年から1年に変更するとともに、取締役会長、取締役社長以外の役付取締役を廃止し、業務執行にあたる役付役員を執行役員の中から選任しております。また、6名の取締役のうち2名は社外取締役であり、それぞれの豊富なキャリアと幅広い見識を基に、当社の経営方針及び業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・監督を行っております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策継続の目的

当社取締役会は、当社株券等の大量買付けを行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、当社株券等の大量買付けの際に、株主の皆様が当該買付行為に応じるべきか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報及び時間、ならびに大量買付けを行おうとする者との協議・交渉の機会を確保する目的で、本対応策を継続することといたしました。本対応策は、当社株券等の大量買付けを行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付けを行おうとする者に対して、上記Ⅱ.の1.に記載した当社の「企業価値の源泉」を守るため当社が対抗措置をとる可能性がある旨の警告を行うものです。

なお、本日現在、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付けの具体的提案を受けている事実はありません。

2. 本対応策の内容

(1) 本対応策の概要

本対応策は、当社株券等の大量買付けが行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大量買付けを行おうとする者との協議・交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。大量買付けを行おうとする者は、大量買付提案につき当社取締役会が評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間の経過後、もしくは対抗措置発動の適否に関する当社取締役会後に大量買付けを開始するというものです。なお、本対応策においては対抗措置の発動にあたって、独立委員会（下記「(2)独立委員会の設置」をご参照）が当社取締役会に対して、株主総会を招集し対抗措置発動の適否につき株主の皆様の意思を確認するよう勧告した場合には、当社取締役会は株主意思の確認手続として株主総会を招集することとし、この場合、大量買付けは当該株主総会決議後に開始される

ものとし、本対応策の概要については、ご参考「本対応策に関するフローチャート」をご参照ください。)

(2) 独立委員会の設置

本対応策においては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の社外取締役、社外監査役及び社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者等）の中から選任されることといたします。独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、また、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付提案の評価、検討を行い、大量買付けの提案内容を改善させるために、必要と認めるときは、大量買付者と協議・交渉等を行うものとし、独立委員会はかかる協議・交渉等の経緯及び結果も踏まえて当社取締役会から諮問する事項につき勧告を行うものとし、なお、本対応策継続時の独立委員会の委員の候補者氏名と略歴は別紙1のとおりです。また、独立委員会規定の概要は別紙2のとおりです。

3. 本対応策の手続

(1) 本対応策の適用対象

本対応策は、以下の(a)又は(b)に該当する当社株券等の買付け（以下、「大量買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）に適用するものとし、（ただし、当社取締役会があらかじめ同意したものを除きます。）なお、本対応策では大量買付者と当社との間における使用言語は日本語といたします。

- (a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け

- (b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者による買付意向表明書の提出及び当社取締役会に対する情報提供

大量買付者は、大量買付行為の開始に先立ち、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、本対応策に定める手続を遵守する旨及び提案する大量買付行為の概要を書面（以下、「買付意向表明書」といいます。）にて当社取締役会に対して提出していただきます。当社は、大量買付者から買付意向表明書が提出された事実及びその内容について、必要かつ適切な範囲で株主の皆様に対して開示いたします。

当社取締役会は大量買付者より買付意向表明書を受領した日から10 営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為にかかる買付内容を検討するのに必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。なお、大量買付者にご提出頂く本必要情報の内容は、大量買付行為の内容等によって異なりますが一般的な項目は以下のとおりです。

- (a) 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容（当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます。）、経歴、沿革、資本構成、財務内容等）

¹金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応策において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応策において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

²金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者（同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）をいいます。

³金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(b)において同じとします。

⁵金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (b) 大量買付行為の目的、方法及び内容（買付行為における当社株券等の買付け対価の種類・価額、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付行為の実行の確実性の程度等を含みます。）
- (c) 買付価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- (d) 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金調達に関連する一連の取引の条件・内容等を含みます。）
- (e) 大量買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策、資産活用策等
- (f) 大量買付行為後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- (g) 大量買付行為後における当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が提供した本必要情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると合理的に認められる場合には、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会は大量買付者に対して、適宜合理的な期限を設定した上で（最初に本必要情報が提供された日から起算して60日を上限とします。）、本必要情報が十分に揃うまで追加的に書面による情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大量買付者が提出した本必要情報につき、必要かつ適切と判断される時点でその全部又は一部を開示いたします。

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は大量買付者より本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の難易度に応じて、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を当社取締役会による評価、意見、交渉、代替案の作成及び対抗措置発動の適否を判断するための期間として設定します。ただし、当社が諮問し、独立委員会が合理的に必要と認めた場合は、独立委員会の決議により当該評価期間を30日を上限として延長することができるものとし、再延長はしないものとします。当社は当社取締役会による評価期間の開始時期（評価期間の日数を含みます。）及び終了時期、また、かかる評価期間が延長された場合には当該延長の理由とその期間について開示いたします（かかる期間を以下、「取締役会評価期間」といいます。）。大量買付者は取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始しないこととします。当社取締役会は取締役会評価期間において必要に応じ適宜外部の専門家等の助言を得ながら、提供された本必要情報について十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ公表します。

(4) 対抗措置の概要

大量買付者が本対応策に規定された手続を遵守しない場合や、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置をとることがあります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、大量買付者による権利行使が認められない行使条件及び当社が当該大量買付者以外の株主の皆様から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点でのすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当て（会社法第277条以下に規定）の方法により割当てることがあります。新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙3のとおりです。

(5) 対抗措置の発動要件

(a) 大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しない場合

大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しない場合（本必要情報が提供されない場合、また提供された場合でもその内容が不十分である場合等、その他大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しない場合）には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的に独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を行うことがあります。

(b) 大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合

大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合には、当社取締役会は当該大量買付行為に反対であったとしても原則として対抗措置はとりません。この場合、株主の皆様が大量買付者による買付提案に応じるか否かは、大量買付者による買付提案及び当社取締役会の意見、代替案等を考慮の上で、ご判断頂くこととなります。ただし、大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合においても、大量買付者及び大量買付行為の内容が下記(i)ないし(vii)に規定される要件のいずれかに該当する場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的に独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を行うことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動及び不発動の決議後においても、大量買付者が大量買付行為を撤回したり変更した場合等、又は、当社取締役会の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが認識された場合には、独立委員会への勧告を経て、対抗措置の不発動及び発動の決議を改めて行うことができるものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付行為を行っている判断される場合（いわゆる

るグリーンメイラーである場合)

- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付行為を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の大量買付行為を行っているとは判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付行為を行っているとは判断される場合
- (v) 大量買付行為における当社株券等の買付け等の方法が強圧的二段階買収（最初の買付け等の段階で全株券等の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うこと。）など、株主の皆様へ当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合
- (vi) 大量買付行為における買付条件（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付行為の実行の確実性の程度等、大量買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社及び当社グループの従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます。）が、当社の本源的価値に照らし不十分又は不適当であると合理的に判断される場合

- (vii) 当社及び当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の利益を損ない、中長期的に、当社の企業価値又は株主共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

(6) 株主総会における決議

当社取締役会は、独立委員会が買付内容等を考慮の上、対抗措置の発動につき株主総会の招集を勧告した場合には、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に関する議案を当該株主総会に付議するものといたします。当社取締役会は、株主総会において対抗措置発動の決議がなされた場合には、株主総会の決議に従うものとし、大量買付者は当該決議がなされるまでの間、買付けを実行してはならないものとします。

なお、株主総会を開催する場合、当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに法令に従い公告をいたします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。当社取締役会は、株主総会で対抗措置の発動が否決された場合には、対抗措置は発動しません。なお、当社は、株主総会の結果については速やかに開示いたします。

4. 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。ただし、本対応策の継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応策を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。なお、本対応策の有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の承認を得た上で、合理的に必要と認められる範囲で本対応策を変更・修正する場合がありますが、かかる変更・修正を行った場合は、その内容について速やかに開示いたします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応策の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の継続時においては、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置自体を行うものではありません。したがって、継続時に株主及び投資家の皆様の権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の決議がなされた場合、当社は法令及び証券取引所規則に基づいて適切に開示を行います。当社取締役会又は株主総会の決議において、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議が行われた場合、当該決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記「(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続」において定める新株予約権の行使手続を経ない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに大量買付者ならびにその共同所有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断する者（以下、「非適格者」といいます。）以外の株主から新株予約権を取得する手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、下記「(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続」に定める手続により、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式が交付されるため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応策に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、新株予約権の無償割当て決議がなされた場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で新株予約権を取得することがあります。その場合

には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要な手続

(a) 新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会(株主総会における対抗措置発動の議案が承認された後に開催される場合も含みます。)において、新株予約権の無償割当てを行う決議をした場合には、当社は、新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告いたします。この場合、基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられることにより、それらの株主の皆様は、申込み手続を要することなく、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

(b) 新株予約権の行使手続

当社取締役会は、基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が非適格者でないことを誓約する文言を含むことがあります。)、その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、発行される株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個当たり原則として1株の当社普通株式が発行されます。ただし、非適格者は、新株予約権を行使できない場合があります。ただし、当社は、下記(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この

場合、原則として、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

(c) 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が、新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法令の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得しこれと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、新株予約権1個当たり原則として1株の当社普通株式が交付されます。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途、株主様ご自身が非適格者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽がある場合には交付された株式を返還する旨の文言を記載した当社所定の書面をご提出いただくことがあります。

また、当社取締役会が、非適格者を含む全ての株主から新株予約権を取得する旨の決議を行い、かかる決議に基づいて非適格者が所有する新株予約権を当社が取得する場合には、その取得の対価として非適格者に金員等の交付を行わないものとします。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に、株主の皆様に適時適切に開示又はお知らせいたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 本対応策が基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応策は、以下の理由により、上記Ⅰ.の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものです。また、株式会社東京証券取引所が平成27年6月1日に発表した「コーポレートガバナンス・コード」における「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の定めも踏まえたものです。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって継続されていること

本対応策は、上記Ⅲ.の「1. 本対応策継続の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当該買付行為に応じるべきか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報及び時間、ならびに大量買付者との協議・交渉の機会を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

3. 株主の意思を重視するものであること

本対応策は、上記Ⅲ.の「4. 本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本総会における株主の皆様からのご承認をもって継続され、平成32年3月期に関する当社定時株主総会の終結時まで設定されており、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されております。さらに、本対応策は有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合、その時点で廃止されるものとします。このため、本対応策の継続、廃止及び対抗措置発動の際に株主総会が開催される場合には、株主の皆様意向が反映されるものとなっています。

4. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.の「4. 本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により廃止することができるものとされております。したがって、本対応策は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年とし、取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

5. 独立性の高い社外者による判断の重視

本対応策は、上記Ⅲ.の「2. (2) 独立委員会の設置」に記載のとおり、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置されています。このように、本対応策の運用は客観性、公正性、及び合理性が高い運営が行われる仕組みが確保されています。

6. 客観的発動要件の設定

本対応策は、上記Ⅲ.の「3. (5) 対抗措置の発動要件」に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

以 上

独立委員会の委員略歴

本対応策継続時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

伊 藤 哲 夫 (いとう てつお)

<略 歴>

昭和29年6月20日生

昭和54年4月 環境庁入庁

平成24年8月 環境省自然環境局長

平成25年7月 同省 退職

平成26年3月 一般財団法人国民公園協会専務理事 (現任)

平成26年6月 当社取締役 (現任)

小佐井 優 (こさい まさる)

<略 歴>

昭和25年8月31日生

昭和48年4月 住友商事株式会社入社

平成16年4月 同社鋼管本部国内鋼管事業部長

平成22年4月 住商鋼管株式会社代表取締役社長

平成27年6月 当社取締役 (現任)

猪 俣 節 夫 (いのまた せつお)

<略 歴>

昭和25年2月3日生

昭和47年4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行

平成15年10月 中央青山監査法人金融部部長

平成18年9月 あらた監査法人に移籍

平成22年6月 同法人 退職

平成23年6月 当社常勤監査役 (現任)

二 宮 茂 明 (にのみや しげあき)

<略 歴>

昭和26年2月18日生

昭和48年4月 大蔵省入省

平成13年1月 財務省関東財務局長

平成17年6月 株式会社群馬銀行社外取締役

平成22年2月 一般財団法人群馬経済研究所理事長

平成28年 6 月

当社監査役（現任）

群栄化学工業株式会社社外監査役（現任）

- *伊藤哲夫氏及び小佐井優氏は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役です。
- *猪俣節夫氏及び二宮茂明氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役です。
- *上記 4 氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、本対応策における当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保する目的で設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役及び社外の有識者(実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者等)の中から、当社取締役会が選任し、就任する。
3. 独立委員会委員の任期は3年間とする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社取締役会より諮問される以下の各号に記載される事項につき、当社取締役会に勧告を行う。
 - (1) 本対応策の適用対象となる大量買付行為の存否
 - (2) 大量買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の範囲
 - (3) 本対応策における対抗措置の発動の適否及び取締役会評価期間の延長
 - (4) 対抗措置発動に係る議案を株主総会へ上程するか否か
 - (5) 本対応策における対抗措置の中止又は撤回
 - (6) 本対応策の修正又は変更
 - (7) その他本対応策において当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
7. 独立委員会は当社代表取締役及び各独立委員により招集される。
8. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の所有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権の無償割当てを行います。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、原則として1株として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。非適格者は、新株予約権を行使することができないとの行使条件を付すこともあります。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができるものとします。なお、非適格者が所有する新株予約権を当社が取得する場合には、その取得の対価として非適格者に金員等の交付を行わないものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

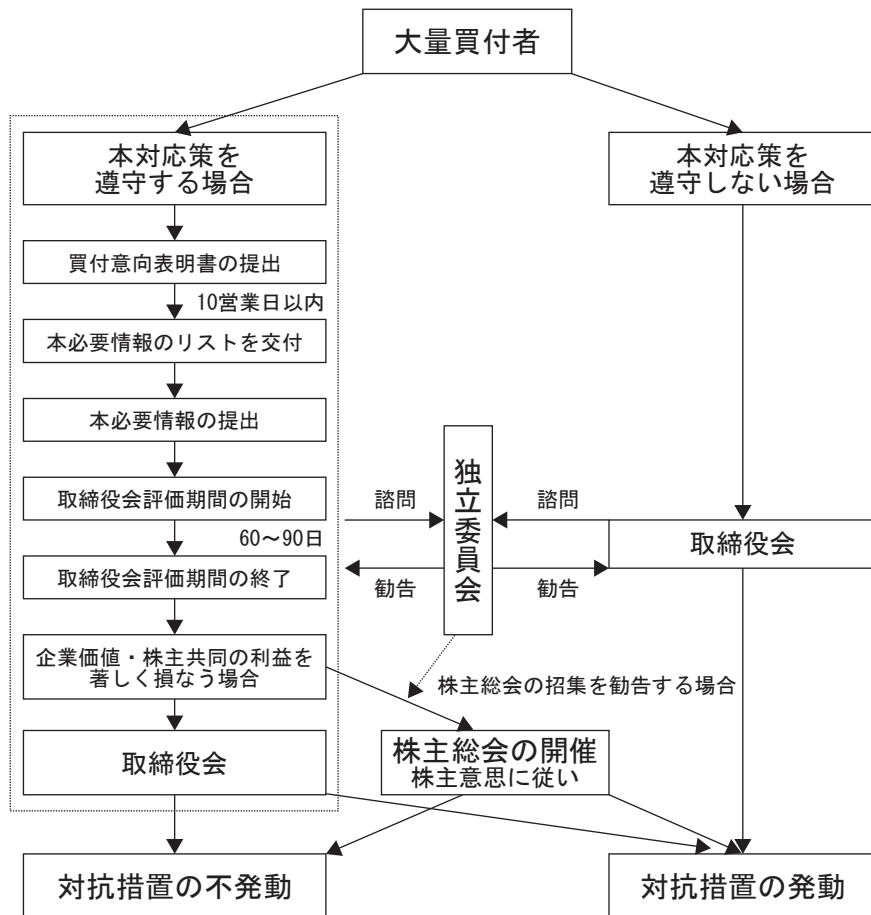
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

本対応策に関するフローチャート



(注) 上記のフローチャートは本対応策の概要を示したものであり、詳細につきましては本文をご参照願います。

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

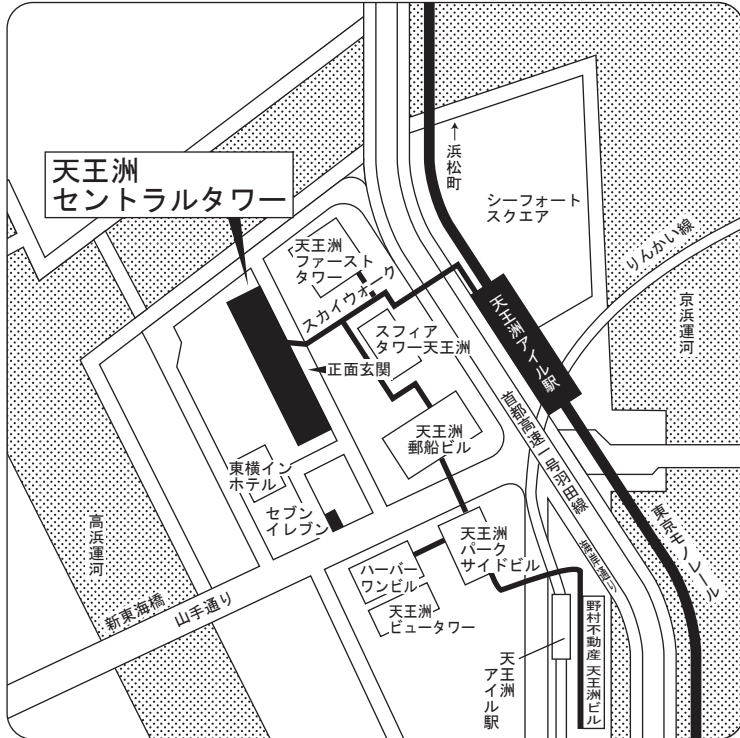
Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東品川二丁目2番24号

天王洲セントラルタワー27階 セントラルホール27

☎090-3698-2498（当日のみの特設電話です）



- 浜松町駅より東京モノレールにて天王洲アイランド下車
- りんかい線天王洲アイランド駅下車
- 都バスご利用の方はJR品川駅港南口（東口）より天王洲アイランド循環・りんかい線天王洲アイランド駅にて天王洲アイランド下車

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。